

## I. 実行委員会について

### 1. 実行委員会の構成員について

本事業でいう「実行委員会」とは、商店街区を含めた地域の活性化に向けた活動を行い、以下の(1)及び(2)の団体のみで構成されたものをいう。(1)、(2)以外の団体が加入している場合は、当該実行委員会及びその構成員が行う事業は全て支援対象外となる。

なお、実行委員会は、交付申請時に①会則(規約、定款)、②役員名簿、③直近(12ヵ月分)の決算書及び関係帳簿を備えているものとする(設立後間もない団体については、決算書及び関係帳簿の代わりに予算書を備える)。

#### (1) 商店街、商店街の連合会(商店街等)

定義は「商店街チャレンジ戦略支援事業(イベント・活性化事業)」と同様とし、申請時に①会則(規約、定款)、②役員名簿、③24ヵ月分の決算書及び関係帳簿を備えているものとする。

なお、一つの実行委員会に複数の商店街等が入っても構わない。

#### (2) 以下①～⑦の団体(地域団体等) ※2団体以上の加入が条件(町会、自治会は1団体でも可)

商店街と同様に組織としての体制が整備されていることを要件とし、申請時に①会則(規約、定款)、②役員名簿、③直近(12ヵ月分)の決算書及び関係帳簿を備えている団体であることとする。

ただし、新たに③又は④を設立して活性化事業を行う際の法人設立経費を本事業の補助対象経費としており、この場合は交付申請時点での会則等の具備は不要とする(実績報告時に確認)。

① 商工会、商工会連合会及び商工会議所

② 町会及び自治会

③ 特定非営利活動法人

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)により認証された特定非営利活動法人で、同法第2条第1項のうち、次に掲げる特定非営利活動を商店街の街区内で行う法人をいう。

ア 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

イ 社会教育の推進を図る活動

ウ まちづくりの推進を図る活動

エ 観光の振興を図る活動

オ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

カ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

キ 環境の保全を図る活動

ク 災害救助活動

ケ 地域安全活動

コ 子どもの健全育成を図る活動

サ 情報化社会の発展を図る活動

シ 経済活動の活性化を図る活動

ス 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

セ 消費者の保護を図る活動

ソ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

④ 以下に該当する企業

本事業は地域の活性化を目的とするものであり、自身の利潤を追求する企業が実行委員会に入るのは適当ではないが、以下のア～ウに全て該当する場合は加入を認める。

ア 商店街の複数の組合員又は法人格を有する商店街あるいは商店街の連合会が過半を出資するもの

イ 都内に主たる事業所を持つ中小企業

- ・東京都内に登記簿上の本店又は支店があり、都税事務所に届け出がされていること。
- ・実質的に東京都内で事業が営まれていること。

※実質的に東京都内で事業が営まれていることとは、単に登記があり、都税事務所に届け出がされているだけでなく、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断し、客観的に見て都内に根付く形で事業活動が実質的に営まれていることを指す。

※中小企業とは中小企業基本法の定義に基づくものとする。

ウ 地域活性化を主目的として設立された(又はする予定の)中小企業で、区市町村が適切と認めるもの(例:まちづくり会社等)

⑤ 社会福祉法人

社会福祉法(昭和26年法律第45号)により設立された社会福祉法人をいう。

⑥ 中心市街地活性化協議会の構成員たる特定会社、一般社団法人及び一般財団法人

中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第15条第1項第2号に規定する特定会社、一般社団法人及び一般財団法人をいう。

⑦ 上記①～⑥以外の団体で、地域活動を行っており、事業実施団体として区市町村が適切と認めるもの(法人格の有無は問わないが、会則等を具備していること)

例) 社団法人、～協会、～協議会

ただし、以下については対象外とする。

ア 上記④に該当しない企業(大企業等)

イ 国、地方自治体及びその機関

ウ 学校(公立、私立)

エ 政治活動又は宗教活動を目的とする団体

オ 公序良俗に違反する活動を目的とする団体

カ 暴力団等

キ 実行委員会に資金の拠出を行わない団体

ク 上記ア～キを構成員とする協議会等

※ 上記ア～ウの団体がオブザーバー等の形で実行委員会に協力、後援することは可能

なお、外郭団体(区市町村が出資する企業・公益法人等)については、その他団体として地域団体等として実行委員会に加入することは認めるが、補助対象の要件とする「地域団体等:2団体」

のカウントには含まない。よって、外郭団体以外で2団体以上の地域団体等を実行委員会の構成員とすること

また、上記⑦の団体を実行委員会の構成員として認める場合、当該団体の過去3年程度の地域活動の実績、区市町村が事業実施団体として認める理由等を記した資料を都に提出すること（任意様式）

【補助対象となるケース(実行委員会が行う事業)】

〔実行委員会形態①〕



・実行委員会の構成員が全て(1)、(2)に該当するため、事業費全体(200万円)が対象となる。

〔実行委員会形態②〕



・実行委員会に(1)、(2)以外の団体(大企業)が含まれるため、大企業負担分(50万円)だけでなく、事業自体が対象外となる。

【補助対象となるケース(実行委員会中期計画に基づいて、それぞれの構成員ごとに行う活性化事業)】

《実行委員会》

(1) 商店街(商店街の連合会)

(2)-④ 商店街の組合員等が出資する企業

(2)-① 商工会(商工会連合会、商工会議所)

(2)-⑤ 社会福祉法人

(2)-② 町会(自治会)

(2)-⑥ 中心市街地活性化協議会の構成員たる特定会社等

(2)-③ NPO法人

(2)-⑦ その他団体で区市町村が認めるもの

・補助対象となる実行委員会に加入している構成員自体が事業を行う場合、商店街(商店街の連合会)及び地域団体等のうち(2)-③～⑥が行う活性化事業は対象となるが、それ以外の地域団体等が行う事業は補助対象外となる。  
※構成員が行う共催事業は、(1)及び(2)-③～⑥が行う事業のみ補助対象とし、(2)①、②、⑦が含まれる場合は補助対象外

## 2. 実行委員会の会則等について

本事業ではイベント事業・活性化事業いずれにおいても実行委員会を設立し、会則等を制定して団体の運営や活動の基本となるルールを定める必要がある。

会則等については、以下の内容を各団体で検討した上で作成すること

- (1) 設立目的：実行委員会としてどういうことを目指すのか
- (2) 事務所：実行委員会事務所をどこに置くか
- (3) 実行委員会の活動区域
- (4) 実行委員会として行う活動内容
- (5) 会員：どういう団体が会員になるのか 例) 実行委員会設立の目的に賛同するもの
- (6) 実行委員：どういう人が委員になるのか 例) 実行委員会会員の代表者等  
※ 会員:構成団体、実行委員:構成団体の代表者等
- (7) 役員：どういう役員を置くか 例) 委員長1人、会計〇人、監事〇人
- (8) 役員選任方法 例) 実行委員会で実行委員の互選により選任
- (9) 役員の職務
- (10) 役員の任期
- (11) 実行委員会の運営(招集方法、構成員、審議する内容、定足数、議決方法)
- (12) 議事録の作成: 何を議事録に記載するか
- (13) 実行委員会として受け入れる収入の内容(会費(負担金)・協賛金等の収入区分、各会員の会費(負担金)の額、会費等の額の決定方法)  
※ 会費の額ではなく「会費は実行委員会において決定」等の表記も可(会費の額は別途確認)
- (14) 資産の管理(誰が管理するのか) 例) 管理方法は実行委員会の議決により決定
- (15) 会計及び資産台帳の整備 ※ 台帳の閲覧をどういう場合に行うかも(例) 実行委員が請求した場合)
- (16) 予算、決算 例) 予算は実行委員会の議決により定める。決算は会計年度終了後 3 か月以内に監査を受けて実行委員会の承認を得る
- (17) 会計年度
- (18) 書類、帳簿の備付
- (19) 情報の管理 等

## 3. 実行委員会が事業を行う場合の各構成員の負担割合について

商店街チャレンジ戦略支援事業(イベント・活性化事業)で0円共催を認めないのと同様に、地域連携型商店街事業についても実行委員会の構成員はそれぞれ一定の経費を負担するものとする。

負担割合については、商店街等が過半を負担することとし、商店街等が複数加入している場合は、各商店街等の負担額の合計が過半となっていればよい。

地域団体等の負担割合について都では下限を設けないが、各構成員の予算規模や事業における各構成員の寄与率等を踏まえて適切に按分率を設定すること。

※ 過去の実績等を踏まえて、地域団体等の負担割合下限を今後設ける可能性は有り。

#### 4. 実行委員会が事業を行う場合の補助金額の算出方法について

実行委員会が実施する事業については、補助対象経費(=事業費合計額)をもとに補助金額を算出し、商店街共催事業のような各構成員の按分額からの算出は行わない。

【按分表】 (単位:円)

	加入団体名	総事業費	補助対象経費	按分率	各団体按分額	都負担額	区負担額	自己負担額
1	A商店会	1,715,000	1,715,000	35%	600,250	686,000	686,000	343,000
2	B商店会			35%	600,250			
3	C町会			30%	514,500			
	合計			100%	1,715,000			

各団体の按分額に補助率を乗じて算出しない

### Ⅱ. 地域連携型商店街事業の利用回数について

#### 1. イベント事業(実施主体:実行委員会)

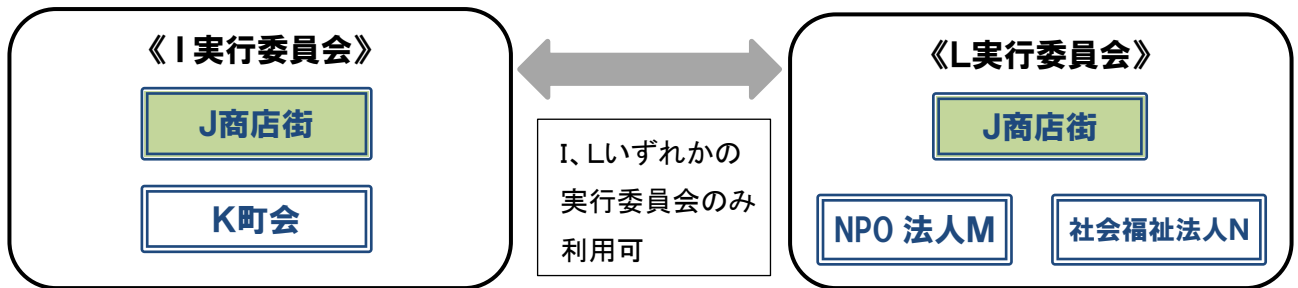
実行委員会1団体につき、1か年に1回のみ利用とする。

なお、1つの商店街が複数の実行委員会に入っている場合、本事業を利用できるのはどちらか1団体のみとする。

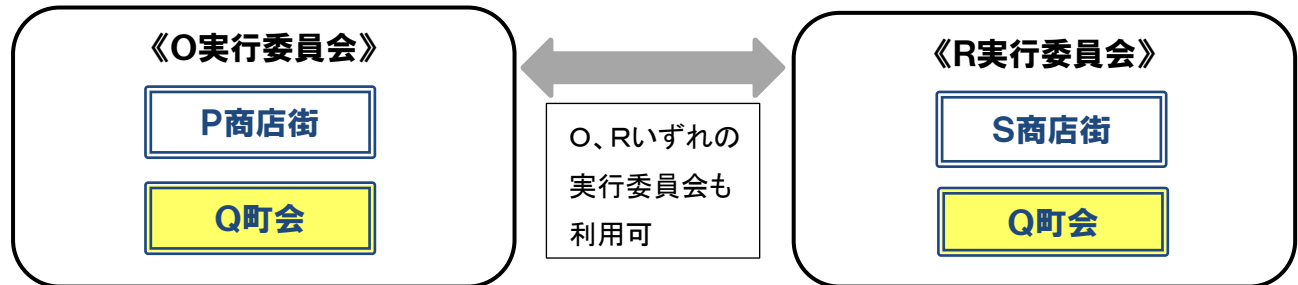
地域団体等については、複数の実行委員会に入っている場合でもそれぞれの実行委員会で本事業を利用できる。

#### 【複数の実行委員会に加入している場合の同一年度の利用について】

##### ① 商店街



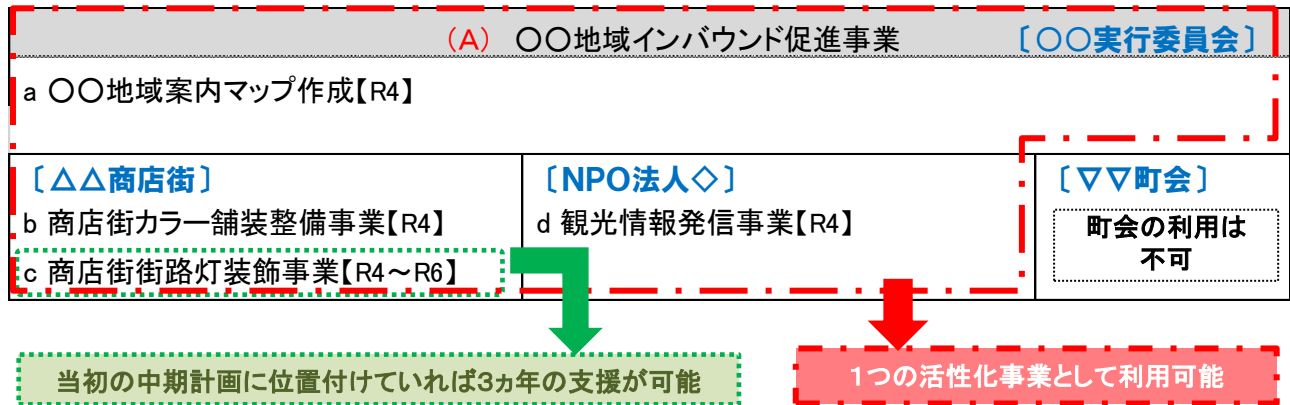
##### ② 地域団体等



## 2. 活性化事業(実施主体:実行委員会、商店街等、地域団体等)

活性化事業についても1か年につき1回のみ利用とする。ただし、中期計画で定めた各事業を一体的に行う場合は、これらをまとめて1つの事業として申請することができる。

### 《活性化事業の具体的な事業イメージ》



### 【都補助限度額の考え方】

- ★ 補助限度額は  $A(=a+b+c+d)$  で1億円(複数年事業の場合、複数年で1億円)
- ※ 商店街が任意団体の場合、当該商店街が行う活性化事業(b+c)の限度額は1千万円

### 【事業費全体の負担割合の考え方(A)】

- ★ 活性化事業の場合は、事業費全体(A)に占める商店街の負担割合が過半となることを要件とする。

### 【地域団体等が単独で事業を実施する場合の商店街負担額の考え方】

- ★ 地域団体等(上記の場合:NPO)が活性化事業を単独で実施するには、商店街が地域団体等と同程度以上の経費を負担して別の事業を実施することを要件とする( $(b+c) \geq d$ )。

### 【商店街等が事業を実施する場合の負担割合の考え方(b、c)】

- ★ カラー舗装や街路灯整備等の財産の取得又は効用の増加を伴う事業については、財産の持分に基づき負担割合を定めるものとする。

したがって、商店街が保有している街路灯やアーケード等の改修事業は、原則商店街が10割負担となる。